国民健康保険税のお知らせ

令和4年度から賦課方式が変更になります

潮来市では、茨城県国民健康保険運営方針に従い、**賦課方式を従来の3方式(所得割、均等割、** 平等割)から2方式(所得割、均等割)に変更し、次のとおり税率を改正しました。

区分	医療分被保険者	後期分被保険者	介護分 40歳以上65歳未満 の被保険者	算定方法
所得割	5.7%	2.8%	2.0%	加入者の所得に 応じて計算
均等割	32,000円	16,000円	15,000円	加入者1人当たり
平等割	廃止	廃止		1世帯当たり
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円	合計1,020,000円

国民健康保険税(国保税)の納税通知書を送付します

7月中旬頃に令和4年度国保税の納税通知書を送付します。必ず開封し、国保加入者・納税額・納付方法などの確認をお願いします。年金天引き(特別徴収)でも、年度の途中で75歳になる場合など、年金天引きが中止となり、納付書で納める場合がありますのでご注意ください。

期限内の納付をお願いします

普通徴収(納付書による納付)の場合、納期限は7月~翌3月までの月末です。納期限が休日の場合は翌営業日、12月は年末のため12月26日となります。

国民健康保険は、安心して医療を受けられるよう健康を守ってくれる大切な制度です。健全な 運営を支えるため、国保税の期限内納付をお願いいたします。納付は口座振替が便利です。国保 税の納付が困難な場合には、早めに税務課収税グループ(窓口5)にご相談ください。

所得金額による軽減について

国保税では、低所得世帯に対する税の負担を軽減するため、世帯主や世帯員の方の所得の合計が一定以下となる場合、均等割額の軽減(7割・5割・2割)を行っています。

所得が未申告の場合には軽減されませんので、必ず申告してください。 (税法上の被扶養者で収入がない方を除く)

子育て世帯への軽減・減免について

賦課方式の変更に伴い、子育て世帯への負担を軽減するため、新たに18歳以下の被保険者の均等割の半額を軽減・減免します。【申請の必要はありません】

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の国保税が減免となる場合があります。

詳細につきましては担当課まで事前にご相談ください。

【お問合せ】国 保 税について 税 務 課 税務グループ ☎63-1111 内線132~134 介護保険料について 高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎63-1111 内線121・127